

東京都保険者協議会 特定保健指導等のプログラム研修会 ワーキンググループ設置運営要綱

平成25年	3月	1日	制 定
平成25年	4月	1日	一部改正
平成29年	4月	1日	全部改正
平成30年	4月	1日	一部改正

(目 的)

第1条 東京都保険者協議会設置運営規程第8条の規定に基づき設置された東京都保険者協議会専門部会のうち、東京都保険者協議会特定健診・特定保健指導特別部会（以下「特別部会」という。）における任務に特定健診・特定保健指導の実施率の向上があり、特定保健指導等の実施者の質的及び量的な確保が必要となることから、医師、保健師及び管理栄養士等に対する円滑な特定健診・特定保健指導の実施のための研修を行うこととし、その内容について検討することを目的とする。

(任 務)

第2条 特定保健指導等のプログラム研修会ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 特定健診・特定保健指導等に係る研修の企画
- (2) 上記研修における講師等の選定
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

(構 成)

第3条 ワーキンググループは、次の区分による委員をもって構成する。

- (1) 東京都担当部署
- (2) 全国健康保険協会東京支部を代表する者
- (3) 健康保険組合を代表する者
- (4) 国民健康保険の保険者たる区市町村を代表する者
- (5) 国民健康保険組合を代表する者
- (6) 共済組合を代表する者

2 ワーキンググループは、必要に応じて関係者の参画及び助言を求めることができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

第5条 ワーキンググループにはグループ長1名、副グループ長1名を置くこととする。

2 グループ長は、委員の中から互選し、副グループ長を指名する。

3 グループ長は、ワーキンググループの会務を掌理する。

4 副グループ長は、グループ長を補佐し、これに事故があるとき、又はグループ長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第6条 ワーキンググループは、必要に応じてグループ長が招集し、その議長となる。

2 ワーキンググループは、グループ長が選任されるまでの間、東京都保険者協議会会長が招集する。

(報酬等)

第7条 ワーキンググループに出席した委員に対し、当該出席による報酬及び実費弁償は支給しない。

(報 告)

第8条 ワーキンググループで検討した結果等については、特別部会に報告するものとする。

(事務局)

第9条 ワーキンググループの事務は、東京都保険者協議会設置運営規程第13条において定めた者が処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、東京都保険者協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。